

兵庫県公報

令和7年12月19日 金曜日 号 外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

人事委員会規則

○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
○ 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則	9

人事委員会告示

○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	13
○ 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	18

公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第7号）

公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

兵庫県人事委員会
委員長 大久保 和代

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「5,300円」を「5,600円」に改め、同項第3号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第4号中「7,400円」を「7,700円」に改める。

第37条第22項第1号中「100分の101」を「100分の102.25」に、「100分の315」を「100分の318.75」に、「100分の121」を「100分の122.25」に、「100分の375」を「100分の378.75」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の101」を「100分の102.25」に、「100分の121」を「100分の122.25」に改め、同条第23項中「100分の48」を「100分の49.25」に、「100分の58」を「100分の59.25」に改める。

附則別表(1)の項から(14)の項までを次のように改める。

	円	円
(1) 採用の日から1年間	36,500	26,100
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,500	24,600
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,500	23,100
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,500	21,600
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,500	20,100

(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,500	18,700
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	33,700	17,200
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	32,500	15,600
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	31,200	14,100
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	30,000	12,700
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	28,700	10,400
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	27,400	8,200
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	26,200	6,000
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	24,900	3,800

別表第19(1)の項から(27)の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円	円
(1) 採用の日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	37,300
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	35,100
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	33,000
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	30,900
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	28,700
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	26,700
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	48,200	24,500
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	46,400	22,300
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	44,600	20,200
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	42,800	18,100
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	41,000	14,900
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	39,200	11,700
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	37,400	8,500
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	35,600	5,400
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	34,200	2,200

(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	32,800
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	31,400
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	30,000
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	28,600
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	27,200
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	25,800
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	25,200
(23) (22)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	24,600
(24) (23)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	23,700
(25) (24)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	23,100
(26) (25)の期間が満了する日の翌日から1年間	371,300	310,800	253,100	186,000	22,500
(27) (26)の期間が満了する日の翌日から1年間	313,100	261,200	205,200	147,200	21,900

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「駐車場」を「駐車場等」に、「第17条第2項第3号イ」を「第17条第4項」に改める。

第28条第1号中「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

第28条の2中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第17条第2項第2号の人事委員会規則で定める通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員が使用する自動車等の種別の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自動車及び一般原動機付自転車 次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

- ア 片道6キロメートル未満 4,200円
- イ 片道6キロメートル以上10キロメートル未満 5,700円
- ウ 片道10キロメートル以上14キロメートル未満 7,300円
- エ 片道14キロメートル以上18キロメートル未満 10,400円
- オ 片道18キロメートル以上22キロメートル未満 13,500円
- カ 片道22キロメートル以上26キロメートル未満 16,600円
- キ 片道26キロメートル以上30キロメートル未満 18,100円
- ク 片道30キロメートル以上34キロメートル未満 19,700円
- ケ 片道34キロメートル以上38キロメートル未満 22,800円
- コ 片道38キロメートル以上42キロメートル未満 25,900円
- サ 片道42キロメートル以上46キロメートル未満 29,100円
- シ 片道46キロメートル以上50キロメートル未満 30,700円
- ス 片道50キロメートル以上54キロメートル未満 32,300円
- セ 片道54キロメートル以上58キロメートル未満 35,500円
- ソ 片道58キロメートル以上62キロメートル未満 38,700円
- タ 片道62キロメートル以上66キロメートル未満 42,200円
- チ 片道66キロメートル以上70キロメートル未満 43,900円

ツ	片道70キロメートル以上74キロメートル未満	45,700円
テ	片道74キロメートル以上78キロメートル未満	49,200円
ト	片道78キロメートル以上82キロメートル未満	52,700円
ナ	片道82キロメートル以上86キロメートル未満	56,200円
ニ	片道86キロメートル以上90キロメートル未満	57,900円
ヌ	片道90キロメートル以上94キロメートル未満	59,600円
ネ	片道94キロメートル以上98キロメートル未満	63,000円
ノ	片道98キロメートル以上	66,400円

(2) 前号に掲げる自動車等の種別以外の自動車等 次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア	片道5キロメートル未満	2,000円
イ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ウ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
エ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
オ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
カ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
キ	片道30キロメートル以上	19,700円

第28条の3第1号中「次に掲げる額の合計額」を「同条第2項第1号及び第2号に定める額の合計額」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「2,000円（自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあっては7,300円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあっては10,400円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあっては13,500円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては16,600円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあっては19,700円）」を「第28条の2第1項に定める額」に、「同条第2項第1号」を「条例第17条第2項第1号」に改め、同条第3号中「2,000円（自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあっては7,300円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあっては10,400円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあっては13,500円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては16,600円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあっては19,700円）」を「第28条の2第1項に定める額」に、「同条第2項第2号」を「条例第17条第2項第2号」に改める。

第28条の4各号列記以外の部分中「第17条第2項第3号イ」を「第17条第4項第1号」に、「駐車料金2分の1相当額」を「駐車料金相当額」に改め、同条第1号中「駐車場」を「駐車場等」に改め、「の2分の1の額」を削り、同条第2号から第4号までの規定中「の2分の1の額」を削り、同条第5号及び第6号中「駐車場」を「駐車場等」に改める。

第28条の5各号列記以外の部分中「第17条第2項第3号イ（ア）」を「第17条第4項第1号ア」に改め、同条第1号中「3,000円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「1,500円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「1,000円」を「2,000円」に改める。

第29条の2及び第29条の2の2を削り、第29条の3を第29条の2とし、第29条の4を第29条の3とし、第29条の5を第29条の4とし、同条の次に次の2条を加える。

第29条の5 条例第17条第4項に規定する人事委員会規則で定める駐車場は、通勤のために使用する自動車等を駐車するため利用することを常例とするものであること（住居に係る駐車場を除く。）とする。

第29条の6 駐車場等の利用は、通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離、交通機関の駅、停留所その他これらに類する施設からの距離、在勤庁からの距離、駐車料金、利用時間等の事情に照らし経済的かつ合理的なものとなるようにしなければならない。

第30条の2第1項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に改め、「合計額」の右に「及び条例第17条第4項第1号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額」を加え、「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同項第2号中「定める額」の右に「（駐車場等を利用する場合にあっては、当該額と同条第4項第1号に定める額との合計額）」を加え、同条第3項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同条第4項を削り、

同条第5項中「第28条の2第1項」を「第28条の2第2項」に、「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に、「第5項まで(第4項を除く。)」を「第4項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 駐車場等を利用する場合の前項の規定の適用については、「全ての交通機関等」を「全ての交通機関等及び駐車場等」と、「変更前及び変更後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下のとき」を「変更前及び変更後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であり、変更前及び変更後の1箇月当たりの駐車料金相当額が10,000円以下のとき」と、「変更があった交通機関等」を「変更があった交通機関等又は駐車場等」とする。

第30条の2中第7項を削り、同条第8項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に、「第5項まで」を「第4項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を同条第8項とする。

第30条の3第1項中「第17条第6項」を「第17条第7項」に改め、同条第3項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改める。

第30条の3の2第1項中「駐車場」を「駐車場等」に、「第17条第6項」を「第17条第7項」に改め、同条第2項及び第3項中「駐車場」を「駐車場等」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「5,300円」を「5,600円」に改め、同項第3号中「7,400円」を「7,700円」に改める。

第43条第20項第1号中「100分の101」を「100分の102.25」に、「100分の315」を「100分の318.75」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の101」を「100分の102.25」に改め、同条第21項中「100分の48」を「100分の49.25」に改める。

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「駐車場」を「駐車場等」に、「第19条第2項第3号イ」を「第19条第4項」に改める。

第27条第1号中「第19条第6項」を「第19条第7項」に改める。

第27条の2中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第19条第2項第2号の人事委員会規則で定める通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員が使用する自動車等の種別の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自動車及び一般原動機付自転車 次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア	片道6キロメートル未満	4,200円
イ	片道6キロメートル以上10キロメートル未満	5,700円
ウ	片道10キロメートル以上14キロメートル未満	7,300円
エ	片道14キロメートル以上18キロメートル未満	10,400円
オ	片道18キロメートル以上22キロメートル未満	13,500円
カ	片道22キロメートル以上26キロメートル未満	16,600円
キ	片道26キロメートル以上30キロメートル未満	18,100円
ク	片道30キロメートル以上34キロメートル未満	19,700円
ケ	片道34キロメートル以上38キロメートル未満	22,800円
コ	片道38キロメートル以上42キロメートル未満	25,900円
サ	片道42キロメートル以上46キロメートル未満	29,100円
シ	片道46キロメートル以上50キロメートル未満	30,700円
ス	片道50キロメートル以上54キロメートル未満	32,300円
セ	片道54キロメートル以上58キロメートル未満	35,500円
ソ	片道58キロメートル以上62キロメートル未満	38,700円
タ	片道62キロメートル以上66キロメートル未満	42,200円
チ	片道66キロメートル以上70キロメートル未満	43,900円
ツ	片道70キロメートル以上74キロメートル未満	45,700円
テ	片道74キロメートル以上78キロメートル未満	49,200円
ト	片道78キロメートル以上82キロメートル未満	52,700円
ナ	片道82キロメートル以上86キロメートル未満	56,200円

ニ 片道86キロメートル以上90キロメートル未満 57,900円
 ヌ 片道90キロメートル以上94キロメートル未満 59,600円
 ネ 片道94キロメートル以上98キロメートル未満 63,000円
 ノ 片道98キロメートル以上 66,400円

(2) 前号に掲げる自動車等の種別以外の自動車等 次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 片道5キロメートル未満 2,000円
 イ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
 ウ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
 エ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
 オ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
 カ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
 キ 片道30キロメートル以上 19,700円

第27条の3第1号中「次に掲げる額の合計額」を「同条第2項第1号及び第2号に定める額の合計額」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「2,000円（自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあっては7,300円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあっては10,400円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあっては13,500円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては16,600円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあっては19,700円）」を「第27条の2第1項に定める額」に、「同条第2項第1号」を「条例第19条第2項第1号」に改め、同条第3号中「2,000円（自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあっては7,300円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあっては10,400円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあっては13,500円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては16,600円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあっては19,700円）」を「第27条の2第1項に定める額」に、「同条第2項第2号」を「条例第19条第2項第2号」に改める。

第27条の4各号列記以外の部分中「第19条第2項第3号イ」を「第19条第4項第1号」に、「駐車料金2分の1相当額」を「駐車料金相当額」に改め、同条第1号中「駐車場」を「駐車場等」に改め、「の2分の1の額」を削り、同条第2号から第4号までの規定中「の2分の1の額」を削り、同条第5号及び第6号中「駐車場」を「駐車場等」に改める。

第27条の5各号列記以外の部分中「第19条第2項第3号イ（ア）」を「第19条第4項第1号ア」に改め、同条第1号中「3,000円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「1,500円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「1,000円」を「2,000円」に改める。

第28条の2及び第28条の2の2を削り、第28条の3を第28条の2とし、第28条の4を第28条の3とし、第28条の5を第28条の4とし、同条の次に次の2条を加える。

第28条の5 条例第19条第4項に規定する人事委員会規則で定める駐車場は、通勤のために使用する自動車等を駐車するため利用することを常例とするものであること（住居に係る駐車場を除く。）とする。

第28条の6 駐車場等の利用は、通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離、交通機関の駅、停留所その他これらに類する施設からの距離、在勤庁からの距離、駐車料金、利用時間等の事情に照らし経済的かつ合理的なものとなるようにしなければならない。

第29条の2第1項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に改め、「合計額」の右に「及び条例第19条第4項第1号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額」を加え、「第19条第5項」を「第19条第6項」に改め、同項第2号中「定める額」の右に「（駐車場等を利用する場合にあっては、当該額と同条第4項第1号に定める額との合計額）」を加え、同条第3項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第27条の2第1項」を「第27条の2第2項」に、「第19条第5項」を「第19条第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に、「第5項まで（第4項を除く。）」を「第4項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 駐車場等を利用する場合の前項の規定の適用については、「全ての交通機関等」を「全ての交通機関等及

び駐車場等」と、「変更前及び変更後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下のとき」を「変更前及び変更後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であり、変更前及び変更後の1箇月当たりの駐車料金相当額が10,000円以下のとき」と、「変更があった交通機関等」を「変更があった交通機関等又は駐車場等」とする。

第29条の2第7項を削り、同条第8項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に、「第5項まで」を「第4項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を同条第8項とする。

第29条の3第1項中「第19条第6項」を「第19条第7項」に改め、同条第3項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改める。

第29条の3の2第1項中「駐車場」を「駐車場等」に、「第19条第6項」を「第19条第7項」に改め、同条第2項及び第3項中「駐車場」を「駐車場等」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1号中「100分の77.5」を「100分の78.75」に、「100分の262.5」を「100分の266.25」に改め、同条第2号及び第3号中「100分の77.5」を「100分の78.75」に改める。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第6条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第4条第3項を削る。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第7条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「5,300円」を「5,600円」に改め、同項第3号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第4号中「7,400円」を「7,700円」に改める。

第18条第4項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第18条の2第2項中「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同条第8項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の315」を「100分の318.75」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

第31条の2第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の315」を「100分の318.75」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

第41条の2第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の315」を「100分の318.75」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第8条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則別表(1)の項から(15)の項までを次のように改める。

(1) 採用の日から1年間	円 37,300	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	34,100	34,100														
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	30,900	30,900	30,900													
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	27,700	27,700	27,700	27,700												
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	24,500	24,500	24,500	24,500	24,500											
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	23,400	23,400	23,400	23,400	23,400	23,400										
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	22,300	22,300	22,300	22,300	22,300	22,300	22,300									
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	19,100	19,100	19,100	19,100	19,100	19,100	19,100	19,100								
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000							
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800						
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600					
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400				
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400			
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200		
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項から第7項までの規定は令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「第1条改正後の職員給与規則」という。）、第3条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第3条改正後の教員給与規則」という。）、第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規則、第6条の規定による改正後の職員の子育て支援に関する規則、第7条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「第7条改正後の会計年度給与規則」という。）及び第8条の規定による改正後の職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(令和7年6月に支給される第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額)
- 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）第2条に規定する第1号会計年度任用職員で令和7年12月に同条例第6条の規定による期末手当を支給されないものの同年6月の期末手当の額及び同条例第6条の2の規定による勤勉手当の額は、第7条改正後の会計年度給与規則第18条第4項及び第18条の2第2項並びに附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(駐車場等に係る通勤手当の届出の特例)
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日において通勤手当の支給を受けている職員で第2条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「第2条改正後の職員給与規則」という。）第24条第2項又は第4条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第4条改正後の教員給与規則」という。）第23条第2項に規定する駐車場等（第2条の規定による改正前の職員の給与に関する規則第24条第2項又は第4条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則第23条第2項に規定する駐車場を除く。）を利用し、その料金を負担している者は、その通勤の実情を同日の翌日以後速やかに第2条改正後の職員給与規則第24条第1項及び第2項又は第4条改正後の教員給与規則第23条第1項及び第2項の規定の例により届け出なければならない。
(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成8年兵庫県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
附則第15項から第17項までを削り、附則第18項を附則第15項とする。
(公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
- 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成8年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
附則第20項から第22項までを削り、附則第23項を附則第20項とし、附則第24項を附則第21項とし、附則第

25項を附則第22項とする。

(職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

7 職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第10項の見出し中「附則第18項第4号」を「附則第17項第4号」に改め、同項中「附則第20項」を「附則第19項」に、「附則第18項第3号」を「附則第17項第3号」に、「附則第18条第2号」を「附則第17項第2号」に、「附則第18条第4号」を「附則第17項第4号」に、「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

~~~~~

公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

### 兵庫県人事委員会規則第7号

#### 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第41条第3項中「当該各号に掲げる額」の右に「(義務教育等教員特別手当に係る校務の種類を定める規則(令和7年兵庫県教育委員会規則第14号)第1号に規定する校務を分掌する職員にあっては、その額に、2,000円(同規則第2号に規定する校務を分掌する職員のうち任命権者が業務の困難性その他の事情を考慮して特に必要と認める者にあっては、1,000円)を加算した額)」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

(超過勤務手当)

第41条の2 任命権者は、超過勤務（条例第26条の2の勤務をいう。）を命じたときは、その旨を記録するものとする。

2 超過勤務手当は、月の初日から末日までの間における前項の勤務の合計時間数（1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。）に応じて支給するものとする。

3 条例第26条の2に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額（円未満の端数は1円とする。）とする。

(1) 地域手当（給料の月額に対するものに限る。）

(2) 初任給調整手当

(3) 在宅勤務等手当

(4) 特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）

(5) へき地手当（これに準ずる手当を含み、給料の月額に対するものに限る。）

(6) 定時制通信教育手当

(7) 産業教育手当

(8) 寒冷地手当

(9) 義務教育等教員特別手当

4 条例第26条の2第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第26条の2第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第26条の2第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

5 条例第26条の2第4項の人事委員会規則で定める割合は100分の25とする。

6 超過勤務手当は、勤務した月の翌月の給料の支給日までに支給するようにしなければならない。ただし、12月1日から同月20日までの間に係るこれらの実績の支給については、同月21日以後において仮払いすることができるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、条例第26条の2第5項（子育て支援規則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給される超過勤務手当のうち、条例第26条の2第2項（子育て支援規則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定により支給されるものとした場合の超過勤務手当の額を減じた額の支給については、勤務した月の翌々月の給料の支給日までに支給するようにしなければならない。

8 職員が勤務時間条例第11条の3第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る前項の規定の適用については、同項中「勤務した月の翌々月」とあるのは、「勤務時間条例第11条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

別表第17及び別表第18を次のように改める。

別表第17（第41条関係）

義務教育等教員特別手当表（中学校・小学校）

| 職員の区分 | 職務の級<br>号給     | 1級         | 2級         | 3級         | 4級         | 5級         |
|-------|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|       | 1号給から4号給まで     | 円<br>1,300 | 円<br>1,400 | 円<br>2,900 | 円<br>3,400 | 円<br>5,100 |
|       | 5号給から8号給まで     | 1,300      | 1,600      | 3,000      | 3,500      | 5,200      |
|       | 9号給から12号給まで    | 1,400      | 1,700      | 3,100      | 3,600      | 5,300      |
|       | 13号給から16号給まで   | 1,500      | 1,700      | 3,300      | 3,800      | 5,400      |
|       | 17号給から20号給まで   | 1,600      | 1,800      | 3,500      | 3,800      | 5,500      |
|       | 21号給から24号給まで   | 1,700      | 1,900      | 3,500      | 4,000      | 5,600      |
|       | 25号給から28号給まで   | 1,800      | 2,000      | 3,700      | 4,100      | 5,600      |
|       | 29号給から32号給まで   | 1,900      | 2,100      | 3,800      | 4,100      | 5,600      |
|       | 33号給から36号給まで   | 1,900      | 2,200      | 3,900      | 4,200      | 5,600      |
|       | 37号給から40号給まで   | 2,000      | 2,300      | 4,000      | 4,400      | 5,600      |
|       | 41号給から44号給まで   | 2,200      | 2,400      | 4,100      | 4,400      | 5,700      |
|       | 45号給から48号給まで   | 2,200      | 2,600      | 4,200      | 4,600      |            |
|       | 49号給から52号給まで   | 2,300      | 2,600      | 4,300      | 4,700      |            |
|       | 53号給から56号給まで   | 2,400      | 2,800      | 4,400      | 4,700      |            |
|       | 57号給から60号給まで   | 2,400      | 3,000      | 4,500      | 4,800      |            |
|       | 61号給から64号給まで   | 2,500      | 3,200      | 4,600      | 4,900      |            |
|       | 65号給から68号給まで   | 2,600      | 3,300      | 4,700      | 5,000      |            |
|       | 69号給から72号給まで   | 2,600      | 3,400      | 4,800      | 5,100      |            |
|       | 73号給から76号給まで   | 2,700      | 3,500      | 4,900      | 5,100      |            |
|       | 77号給から80号給まで   | 2,800      | 3,700      | 4,900      | 5,200      |            |
|       | 81号給から84号給まで   | 2,800      | 3,800      | 4,900      | 5,200      |            |
|       | 85号給から88号給まで   | 2,800      | 3,800      | 5,000      | 5,300      |            |
|       | 89号給から92号給まで   | 2,900      | 3,900      | 5,000      | 5,300      |            |
|       | 93号給から96号給まで   | 3,000      | 4,000      | 5,100      | 5,300      |            |
|       | 97号給から100号給まで  | 3,100      | 4,100      | 5,100      | 5,300      |            |
|       | 101号給から104号給まで | 3,100      | 4,200      | 5,100      | 5,300      |            |
|       | 105号給から108号給まで | 3,200      | 4,300      | 5,100      |            |            |
|       | 109号給から112号給まで | 3,200      | 4,400      | 5,100      |            |            |
|       | 113号給から116号給まで | 3,200      | 4,400      | 5,200      |            |            |

|                                       |  |       |       |       |       |       |
|---------------------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 117号給から120号給まで                        |  | 4,500 | 5,200 |       |       |       |
| 121号給から124号給まで                        |  | 4,600 |       |       |       |       |
| 125号給から128号給まで                        |  | 4,700 |       |       |       |       |
| 129号給から132号給まで                        |  | 4,700 |       |       |       |       |
| 133号給から136号給まで                        |  | 4,700 |       |       |       |       |
| 137号給から140号給まで                        |  | 4,700 |       |       |       |       |
| 141号給から144号給まで                        |  | 4,700 |       |       |       |       |
| 145号給から148号給まで                        |  | 4,800 |       |       |       |       |
| 149号給から152号給まで                        |  | 4,900 |       |       |       |       |
| 153号給から156号給まで                        |  | 4,900 |       |       |       |       |
| 157号給から160号給まで                        |  | 4,900 |       |       |       |       |
| 161号給から164号給まで                        |  | 5,000 |       |       |       |       |
| 165号給から168号給まで                        |  | 5,000 |       |       |       |       |
| 169号給から172号給まで                        |  | 5,100 |       |       |       |       |
| 173号給                                 |  | 5,100 |       |       |       |       |
| 定 年 前<br>再 任 用<br>短 時 間<br>勤 務 職<br>員 |  | 2,200 | 2,600 | 3,100 | 3,500 | 4,400 |

別表第18（第41条関係）

義務教育等教員特別手当表（高等学校等）

| 職員の区分 | 職務の級<br>号給   | 1級         | 2級         | 3級         | 4級         | 5級         |
|-------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|       | 1号給から4号給まで   | 円<br>1,300 | 円<br>1,400 | 円<br>2,900 | 円<br>4,000 | 円<br>5,100 |
|       | 5号給から8号給まで   | 1,300      | 1,600      | 3,000      | 4,100      | 5,200      |
|       | 9号給から12号給まで  | 1,400      | 1,700      | 3,100      | 4,100      | 5,300      |
|       | 13号給から16号給まで | 1,500      | 1,700      | 3,300      | 4,200      | 5,400      |
|       | 17号給から20号給まで | 1,600      | 1,800      | 3,500      | 4,400      | 5,500      |
|       | 21号給から24号給まで | 1,700      | 1,900      | 3,500      | 4,400      | 5,600      |
|       | 25号給から28号給まで | 1,800      | 2,000      | 3,700      | 4,600      | 5,600      |
|       | 29号給から32号給まで | 1,900      | 2,100      | 3,800      | 4,700      | 5,600      |
|       | 33号給から36号給まで | 1,900      | 2,200      | 3,900      | 4,700      | 5,600      |
|       | 37号給から40号給まで | 2,000      | 2,300      | 4,000      | 4,800      | 5,600      |
|       | 41号給から44号給まで | 2,200      | 2,400      | 4,100      | 4,900      | 5,700      |
|       | 45号給から48号給まで | 2,200      | 2,600      | 4,200      | 5,000      |            |
|       | 49号給から52号給まで | 2,300      | 2,600      | 4,300      | 5,100      |            |
|       | 53号給から56号給まで | 2,400      | 2,800      | 4,400      | 5,100      |            |
|       | 57号給から60号給まで | 2,400      | 3,000      | 4,500      | 5,200      |            |
|       | 61号給から64号給まで | 2,500      | 3,200      | 4,600      | 5,200      |            |
|       | 65号給から68号給まで | 2,600      | 3,300      | 4,700      | 5,300      |            |
|       | 69号給から72号給まで | 2,600      | 3,400      | 4,800      | 5,300      |            |
|       | 73号給から76号給まで | 2,700      | 3,500      | 4,900      | 5,300      |            |
|       | 77号給から80号給まで | 2,800      | 3,700      | 4,900      | 5,300      |            |

|                                       |       |       |       |       |       |       |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 81号給から84号給まで                          | 2,800 | 3,800 | 4,900 |       |       |       |
| 85号給から88号給まで                          | 2,800 | 3,800 | 5,000 |       |       |       |
| 89号給から92号給まで                          | 2,900 | 3,900 | 5,000 |       |       |       |
| 93号給から96号給まで                          | 3,000 | 4,000 | 5,100 |       |       |       |
| 97号給から100号給まで                         | 3,100 | 4,100 | 5,100 |       |       |       |
| 101号給から104号給まで                        | 3,100 | 4,200 | 5,100 |       |       |       |
| 105号給から108号給まで                        | 3,200 | 4,300 | 5,100 |       |       |       |
| 109号給から112号給まで                        | 3,200 | 4,400 | 5,100 |       |       |       |
| 113号給から116号給まで                        | 3,200 | 4,400 | 5,200 |       |       |       |
| 117号給から120号給まで                        | 3,300 | 4,500 |       |       |       |       |
| 121号給から124号給まで                        | 3,300 | 4,600 |       |       |       |       |
| 125号給から128号給まで                        | 3,300 | 4,700 |       |       |       |       |
| 129号給から132号給まで                        | 3,400 | 4,700 |       |       |       |       |
| 133号給から136号給まで                        | 3,400 | 4,700 |       |       |       |       |
| 137号給から140号給まで                        | 3,400 | 4,700 |       |       |       |       |
| 141号給から144号給まで                        | 3,500 | 4,700 |       |       |       |       |
| 145号給から148号給まで                        | 3,500 | 4,800 |       |       |       |       |
| 149号給から152号給まで                        | 3,500 | 4,900 |       |       |       |       |
| 153号給から156号給まで                        | 3,500 | 4,900 |       |       |       |       |
| 157号給から160号給まで                        | 3,600 | 4,900 |       |       |       |       |
| 161号給から164号給まで                        | 3,600 | 5,000 |       |       |       |       |
| 165号給から168号給まで                        | 3,700 | 5,000 |       |       |       |       |
| 169号給                                 | 3,700 | 5,100 |       |       |       |       |
| 定 年 前<br>再 任 用<br>短 時 間<br>勤 務 職<br>員 |       | 2,200 | 2,600 | 3,100 | 3,500 | 4,400 |

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の10第1項中「第22条第5項」の右に「及び公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。次項において「教育職員給与条例」という。）第26条の2第5項」を加える。

第9条の10第2項各号列記以外の部分中「第22条第5項」の右に「及び教育職員給与条例第26条の2第5項」を加え、同項第1号中「第22条第2項第1号」の右に「及び教育職員給与条例第26条の2第2項第1号」を加え、同項第2号中「平成21年兵庫県人事委員会規則第3号」の右に「。以下この号において「子育て支援規則」という。」を、「第3項」の右に「及び子育て支援規則第3条第1項（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた教育職員給与条例第26条の2第2項ただし書き又は第3項」を加え、同項第3号中「第22条第2項第2号」の右に「及び教育職員給与条例第26条の2第2項第2号」を加える。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第3条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「第22条第2項」の右に「及び教育職員給与条例第26条の2第2項」を、「第22条第5項」の右に「及び教育職員給与条例第26条の2第5項」を、「第22条第6項」の右に「及び教育職員給与条例第26条の2第6項」を加える。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第4条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制勤務等手当」に改める。

第11条第10項中「この規則第40条第2項ただし書」を「教育職員給与規則第41条の2第6項ただし書」に改める。

第40条を次のように改める。

第40条 削除

第42条第1項中「第4項第2号及び第3号」の右に「、第41条の2第3項第8号」を加える。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

### 人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会告示第5号

#### 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第16条第5項中「駐車場」を「駐車場等」に、「第17条第2項第3号イ」を「第17条第4項」に改める。

第18条第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の2第2項」に改める。

第19条の2中「第29条の3」を「第29条の2」に改める。

第20条第1項中「同条第2項第3号イ」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「駐車場の」を「駐車場等の」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、「駐車場に係る通勤手当にあっては同条第2項第3号イ(ア)に規定する1箇月あたりの駐車料金2分の1相当額、」を削り、「支給単位期間の月数で除して得た額」の右に「、駐車場等に係る通勤手当にあっては同条第4項第1号アに規定する1箇月当たりの駐車料金相当額」を加え、同条第4項中「駐車場」を「駐車場等」に改め、「をいう。」の右に「次項において同じ。」を加え、同条第5項中「又は」を「若しくは」に改め、「特別料金等の額」の右に「又は駐車料金の額」を、「普通交通機関等の運賃等」の右に「又は契約期間中に当該駐車料金の額」を、「終期」の右に「又は当該契約期間に対応する支給単位期間が満了する日」を加える。

第20条の2第2項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同条第4項中「第30条の2第9項」を「第30条の2第8項」に改める。

第20条の2の4第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第3項及び第4項中「第17条第4項」を「第17条第5項」に改める。

別紙様式第8を次のように改める。

## 別紙様式第8 (第16条関係)

## 通勤届

次のとおり通勤の実情を届け出ます。

年 月 日 提出

|                                                                |     |                      |             |                          |            |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
|----------------------------------------------------------------|-----|----------------------|-------------|--------------------------|------------|---------------------------|--------------|-----------------|-----------------|-------------|-----------------|--|
| 届出事由<br>様                                                      |     | 所属所名                 |             |                          |            |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     | 職名                   | 職員コード・氏名    |                          |            |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
| □ 新規採用<br>□ 住居の変更<br>□ 運賃等の負担額の変更<br>□ 在勤の異動<br>□ 通勤の経路又は方法の変更 |     | □ 直前の届出の区間と同一の区間がある。 | 在勤の所在地      |                          |            |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     | 届出事由の発生年月日           |             | 職員の住居地                   |            |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
| 通勤方法等                                                          | 順路  | 通勤方法の別               | 区 ( 経由 )    | 間                        | 距 離        | 所要時間                      | 乗車券等の種類      | 左の乗車券等の額        | 左の1箇月当たり運賃等相当額  | 左欄の他に利用する経路 | 交通機関等の名称及び利用区間等 |  |
|                                                                | 1 □ |                      | 住居から ( ) まで | km                       | 時間 分       |                           |              | 円               | 円               |             | km              |  |
|                                                                | 2 □ |                      | から ( ) まで   | km                       | 時間 分       |                           |              | 円               | 円               |             |                 |  |
|                                                                | 3 □ |                      | から ( ) まで   | km                       | 時間 分       |                           |              | 円               | 円               |             |                 |  |
|                                                                | 4 □ |                      | から ( ) まで   | km                       | 時間 分       |                           |              | 円               | 円               |             |                 |  |
|                                                                | 5 □ |                      | から ( ) まで   | km                       | 時間 分       |                           |              | 円               | 円               |             |                 |  |
| 合 計                                                            |     |                      |             | km                       | 時間 分       |                           |              | 円               | 円               |             | 総通勤距離           |  |
| 駐車場                                                            |     | 駅等の名称                | 駐車場の所在地     |                          |            | 駐車料金の種類                   | 左の駐車料金の額     | 左の1箇月当たり駐車料金相当額 | 備 考             |             |                 |  |
|                                                                | 1 □ |                      |             |                          |            |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                | 2 □ |                      |             |                          |            |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
| 新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路及び方法等                             |     |                      |             |                          |            |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
| 通勤方法等                                                          | 順路  | 通勤方法の別               | 区 ( 経由 )    | 間                        | 距 離        | 所要時間                      | 備 考          | 左欄の他に利用する経路     | 交通機関等の名称及び利用区間等 |             |                 |  |
|                                                                | 1   |                      | 住居から ( ) まで | km                       | 時間 分       |                           |              |                 | km              |             |                 |  |
|                                                                | 2   |                      | から ( ) まで   | km                       | 時間 分       |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                | 3   |                      | から ( ) まで   | km                       | 時間 分       |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                | 4   |                      | から ( ) まで   | km                       | 時間 分       |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                | 5   |                      | から ( ) まで   | km                       | 時間 分       |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
| 合 計                                                            |     |                      |             | km                       | 時間 分       |                           |              | km              |                 | 総通勤距離       |                 |  |
| 年 月 日 受理                                                       |     |                      |             |                          |            |                           |              |                 |                 |             |                 |  |
| 普通交通機関等利用者                                                     | 順路  | 算出の基礎となる普通交通機関等の名称   | 利 用 区 间     | 乗車券等の種類                  | 左の 乗 車券等の額 | 左の1箇月当たりの運賃等相当額 (1円未満の端数) | 支給単位期間の開始年月日 | 支給単位期間          | 備 考             |             |                 |  |
|                                                                | 1   |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |  |
|                                                                |     |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |  |
| 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額                                              |     |                      |             |                          | 円 ( )      | 年 月 日改正                   | 円            | 年 月 日改正         | 円               |             |                 |  |
| 自動車等の額 (規則第28条の2第1項の額)<br>(自動車等の使用距離 km)                       |     |                      |             |                          | 円          | 年 月 日                     | 月            | 円               | 年 月 日           | 円           |                 |  |
|                                                                |     |                      |             |                          | 改<br>正     | 円                         | 年 月 日        | 月               | 円               | 年 月 日       | 円               |  |
| 普通交通機関等との併用者<br>規則第28条の3□ 第1号□ 第2号□ 第3号                        |     |                      |             | 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額 | 円 ( )      | 年 月 日改正                   | 円            | 年 月 日改正         | 円               |             |                 |  |

| 新幹線鉄道等利用者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 順路                                                                                                                     | 算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称 | 利用区間                                                                                                                                      | 乗車券等の種類                  | 特別料金等の額の算出基礎                                                                                                                                                                                      | 1箇月当たりの特別料金等相当額 | 支給単位期間の開始年月日 |              | 支給単位期間 |        | 備考 |     |    |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------|--------------|--------|--------|----|-----|----|----|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 | 年            | 月            | 日      | 月      | 日  | 年   | 月  | 日  |
| 1<br>改正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2<br>改正                                                                                                                |                   |                                                                                                                                           |                          | 円 ( )                                                                                                                                                                                             | 年 月 日           | 月 (日)        |              |        |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          | 円 ( )                                                                                                                                                                                             | 年 月 日           | 月 (日)        |              |        |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          | 円 ( )                                                                                                                                                                                             | 年 月 日           | 月 (日)        |              |        |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          | 円 ( )                                                                                                                                                                                             | 年 月 日           | 月 (日)        |              |        |        |    |     |    |    |
| 1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   | 円 ( )           | 年 月 日        | 改正           | 円      | 年 月 日  | 改正 | 円   |    |    |
| 駐車場等利用者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1箇月当たりの駐車料金相当額<br>・上限額                                                                                                 |                   |                                                                                                                                           | 駐車料金の額                   | 1箇月当たりの駐車料金相当額<br>(1円未満の端数)                                                                                                                                                                       |                 |              | 支給単位期間の開始年月日 |        | 支給単位期間 |    | 支給額 |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 自動車：5,000円、バイク：3,000円、自転車：2,000円                                                                                       | 1                 | 円                                                                                                                                         | 円 ( )                    | 年 月 日                                                                                                                                                                                             | 月               | 円            |              |        |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ・2箇所以上の駐車場等を利用する場合の1箇月当たりの駐車料金相当額の合計額の上限額は10,000円                                                                      | 改正                | 円                                                                                                                                         | 円 ( )                    | 年 月 日                                                                                                                                                                                             | 月               | 円            |              |        |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        | 2                 | 円                                                                                                                                         | 円 ( )                    | 年 月 日                                                                                                                                                                                             | 月               | 円            |              |        |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        | 改正                | 円                                                                                                                                         | 円 ( )                    | 年 月 日                                                                                                                                                                                             | 月               | 円            |              |        |        |    |     |    |    |
| 1箇月当たりの駐車料金相当額の合計額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   | 円 ( )           | 年 月 日        | 改正           |        |        |    |     |    |    |
| 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額及び1箇月当たりの駐車料金相当額の合計額が150,000円円を超えるとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           | 150,000円×[ 節月]=          | 円                                                                                                                                                                                                 | 年 月 日           | 月 (日)        | 円            |        |        |    |     |    |    |
| 支給額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                        | 4月                | 5月                                                                                                                                        | 6月                       | 7月                                                                                                                                                                                                | 8月              | 9月           | 10月          | 11月    | 12月    | 1月 | 2月  | 3月 | 4月 |
| 年 月 日改正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        | 円                 | 円                                                                                                                                         | 円                        | 円                                                                                                                                                                                                 | 円               | 円            | 円            | 円      | 円      | 円  | 円   | 円  | 円  |
| 年 月 日改正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        | 円                 | 円                                                                                                                                         | 円                        | 円                                                                                                                                                                                                 | 円               | 円            | 円            | 円      | 円      | 円  | 円   | 円  | 円  |
| 返納事由<br>規則第30条の2<br>第1項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                   | 返納事由<br>発生年月日                                                                                                                             | 返納対象交通機関等、<br>自動車等及び駐車場等 | 払戻金相当額の算出基礎                                                                                                                                                                                       |                 |              |              | 払戻金相当額 |        |    | 備考  |    |    |
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 |              |              |        |        |    | 円   |    |    |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 |              |              |        |        |    | 円   |    |    |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 |              |              |        |        |    | 円   |    |    |
| 1箇月当たりの運賃等相当額、1箇月当たりの特別料金等相当額及び1箇月当たりの駐車料金相当額が150,000円を超えていた場合<br>規則第30条の2第3項の期間と人事委員会が定める額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          | 月                                                                                                                                                                                                 | 日               | (算出基礎)       |              |        |        |    |     |    |    |
| 条例第17条第1項<br>該当理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                        |                   | <input type="checkbox"/> 通勤距離2km以上<br><input type="checkbox"/> 通勤距離2km未満<br><input type="checkbox"/> 離島等<br><input type="checkbox"/> 身体障害 |                          | <input type="checkbox"/> 交通機関等利用<br><input type="checkbox"/> 自動車等利用<br><input type="checkbox"/> 規則第28条の2第2項<br>(通勤所要回数 回)<br><input type="checkbox"/> 新幹線鉄道等利用<br><input type="checkbox"/> 駐車場等利用 |                 | 決定(改定)年月日    |              | 決裁     |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 | 確認権者         |              |        |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 |              |              |        |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 |              |              |        |        |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 |              |              |        |        |    |     |    |    |
| 通勤経路の略図(通常の通勤経路は朱線とすること。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 |              |              |        |        |    |     |    |    |
| 記入上の注意<br>1 職員は、太線の枠内のみ記入すること。<br>2 「届出事由」欄中「通勤の経路又は方法の変更」には、在勤府の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等の負担額の変更」には、勤務態様の変更(交代制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。<br>3 「通勤方法等」欄には、通常の通勤経路による方法等を記入し、例外的な方法等は、記入しないこと。<br>4 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、歩歩、自転車、自動車、○○線、○○新幹線等の別を記入すること。<br>5 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(6箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。「左の乗車券等の額」欄には「乗車券等の種類」欄に記入した乗車券等の額を記入すること。<br>6 「駅等の名称」欄には、乗継ぎを行なう駅、停留所等の名称を記入すること。<br>7 「駐車料金の種類」欄には、通勤に使用する駐車場の契約期間又は利用回数の別(1箇月、3箇月、6箇月、10枚綴回数券等)を記入し、「左の駐車料金の額」欄には、「駐車料金の種類」欄に記入した、契約期間又は利用回数に対応する駐車料金の額を記入すること。<br>8 「通勤経路の略図」欄には、住居から在勤府への通勤に利用できる経路の略図を書き、「通勤方法等」欄に記入した経路を朱線とし、交通機関等の名称を記入すること。また、住居附近の図は、詳細に記入すること。 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 |              |              |        |        |    |     |    |    |
| N<br>4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                          |                                                                                                                                                                                                   |                 |              |              |        |        |    |     |    |    |

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第5項中「駐車場」を「駐車場等」に、「第19条第2項第3号イ」を「第19条第4項」に改める。

第18条第2項中「第27条の2第1項」を「第27条の2第2項」に改める。

第19条の2中「第28条の3」を「第28条の2」に改める。

第20条第1項中「同条第2項第3号イ」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「駐車場の」を「駐車場等の」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、「駐車場に係る通勤手当にあっては同条第2項第3号イ(ア)に規定する1箇月あたりの駐車料金2分の1相当額、」を削り、「支給単位期間の月数で除して得た額」の右に「、駐車場等に係る通勤手当にあっては同条第4項第1号アに規定する1箇月当たりの駐車料金相当額」を加え、同条第4項中「駐車場」を「駐車場等」に改め、「をいう。」の右に「次項において同じ。」を加え、同条第5項中「又は」を「若しくは」に改め、「特別料金等の額」の右に「又は駐車料金の額」を、「普通交通機関等の運賃等」の右に「又は契約期間中に当該駐車料金の額」を、「終期)」の右に「又は当該契約期間に対応する支給単位期間が満了する日」を加える。

第20条の2第2項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改め、同条第4項中「第29条の2第9項」を「第29条の2第8項」に改める。

第20条の2の4第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第3項及び第4項中「第19条第4項」を「第19条第5項」に改める。

別紙様式第7を次のように改める。

## 別紙様式第7 (第16条関係)

## 通 勤 届

次のとおり通勤の実情を届け出ます。

|                                                           |                                                                                                                                                                                    | 所属所名                     |                                             | 年 月 日 提出                 |                 |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------|--------------------------|-----------------|---------------------------|--------------|-----------------|-----------------|-------------|-----------------|----|--|
| 様                                                         |                                                                                                                                                                                    | 職名                       | 職員コード・氏名                                    |                          |                 |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 届出事由                                                      | <input type="checkbox"/> 新規採用<br><input type="checkbox"/> 住居の変更<br><input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更<br><input type="checkbox"/> 在勤庁の異動<br><input type="checkbox"/> 通勤の経路又は方法の変更 |                          | <input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。 |                          | 在勤庁の所在地         |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             |                          | 職員の住居地          |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 通勤方法等                                                     | 順路                                                                                                                                                                                 | 通勤方法の別                   | 区 ( 経由 )                                    | 間                        | 距 離             | 所要時間                      | 乗車券等の種類      | 左の乗車券等の額        | 左の1箇月当たり運賃等相当額  | 左欄の他に利用する経路 | 交通機関等の名称及び利用区間等 | km |  |
|                                                           | 1                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> | 住居から ( ) まで                                 |                          | km              | 時間 分                      |              | 円               | 円               |             |                 |    |  |
|                                                           | 2                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> | から ( ) まで                                   |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 3                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> | から ( ) まで                                   |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 4                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> | から ( ) まで                                   |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 5                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> | から ( ) まで                                   |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 合 計                                                       |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 駐車場                                                       | 駅等の名称                                                                                                                                                                              |                          | 駐車場の所在地                                     |                          |                 | 駐車料金の種類                   | 左の駐車料金の額     | 左の1箇月当たり駐車料金相当額 | 備 考             |             |                 |    |  |
|                                                           | 1                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> |                                             |                          |                 |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 2                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> |                                             |                          |                 |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路及び方法等                        |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             |                          |                 |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 通勤方法等                                                     | 順路                                                                                                                                                                                 | 通勤方法の別                   | 区 ( 経由 )                                    | 間                        | 距 離             | 所 要 時 間                   | 備 考          | 左欄の他に利用する経路     | 交通機関等の名称及び利用区間等 | km          |                 |    |  |
|                                                           | 1                                                                                                                                                                                  |                          | 住居から ( ) まで                                 |                          | km              | 時間 分                      |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 2                                                                                                                                                                                  |                          | から ( ) まで                                   |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 3                                                                                                                                                                                  |                          | から ( ) まで                                   |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 4                                                                                                                                                                                  |                          | から ( ) まで                                   |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 5                                                                                                                                                                                  |                          | から ( ) まで                                   |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 合 計                                                       |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             |                          | ・               | ・                         |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 年 月 日受理                                                   |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             |                          |                 |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| <input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員 (交替制勤務等) |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             | 算出式                      |                 |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 1箇月当たりの平均通勤所要回数 回                                         |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             |                          |                 |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 普通交通機関等利用者                                                | 順路                                                                                                                                                                                 | 算出の基礎となる普通交通機関等の名称       | 利 用 区 间                                     | 乘車券等の種類                  | 左 の 乗 車 券 等 の 額 | 左の1箇月当たりの運賃等相当額 (1円未満の端数) | 支給単位期間の開始年月日 | 支給単位期間          | 備 考             |             |                 |    |  |
|                                                           | 1                                                                                                                                                                                  |                          |                                             |                          | 円 ( )           | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 改 正 等                                                                                                                                                                              |                          |                                             |                          | 円 ( )           | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 通                                                                                                                                                                                  |                          |                                             |                          | 円 ( )           | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 機                                                                                                                                                                                  | 円 ( )                    | 年 月 日                                       | 月 (日)                    |                 |                           |              |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 改                                                                                                                                                                                  |                          |                                             |                          | 円 ( )           | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 正                                                                                                                                                                                  |                          |                                             |                          | 円 ( )           | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 等                                                                                                                                                                                  |                          |                                             |                          | 円 ( )           | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 利                                                                                                                                                                                  |                          |                                             |                          | 円 ( )           | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           | 用                                                                                                                                                                                  |                          |                                             |                          | 円 ( )           | 年 月 日                     | 月 (日)        |                 |                 |             |                 |    |  |
| 者                                                         | 円 ( )                                                                                                                                                                              |                          |                                             |                          | 年 月 日           | 月 (日)                     |              |                 |                 |             |                 |    |  |
| 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額                                         |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             | 円 ( )                    | 年 月 日改正         | 円                         | 年 月 日改正      | 円               |                 |             |                 |    |  |
| 自動車等の額 (規則第27条の2第1項の額)<br>(自動車等の使用距離 km)                  |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             | 円                        | 年 月 日           | 月                         | 円            |                 |                 |             |                 |    |  |
|                                                           |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             | 改<br>正                   | 円               | 年 月 日                     | 月            | 円               |                 |             |                 |    |  |
| 普通交通機関等との併用者<br>規則第27条の□ 第1号□ 第2号□ 第3号                    |                                                                                                                                                                                    |                          |                                             | 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額 | 円 ( )           | 年 月 日改正                   | 円            | 年 月 日改正         | 円               |             |                 |    |  |

| 新幹線鉄道等利用者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 順路                                                                                                                     | 算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称 | 利用区間                                                                                                                                      | 乗車券等の種類                                                                                                                                                                                           | 特別料金等の額の算出基礎                | 1箇月当たりの特別料金等相当額 | 支給単位期間の開始年月日 | 支給単位期間 | 備考      |     |    |     |    |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------|--------------|--------|---------|-----|----|-----|----|----|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             |                 |              |        | 年       | 月   | 日  | 年   | 月  | 日  |
| 1<br>改正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1                                                                                                                      |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   | 円 ( )                       | 年 月 日           | 月 (日)        |        |         |     |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   | 円 ( )                       | 年 月 日           | 月 (日)        |        |         |     |    |     |    |    |
| 2<br>改正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2                                                                                                                      |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   | 円 ( )                       | 年 月 日           | 月 (日)        |        |         |     |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   | 円 ( )                       | 年 月 日           | 月 (日)        |        |         |     |    |     |    |    |
| 1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             | 円 ( )           | 年 月 日改正      | 円      | 年 月 日改正 | 円   |    |     |    |    |
| 駐車場等利用者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1箇月当たりの駐車料金相当額<br>・上限額                                                                                                 |                   |                                                                                                                                           | 駐車料金の額                                                                                                                                                                                            | 1箇月当たりの駐車料金相当額<br>(1円未満の端数) |                 | 支給単位期間の開始年月日 | 支給単位期間 |         | 支給額 |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 自動車：5,000円、バイク：3,000円、自転車：2,000円                                                                                       | 1                 | 円                                                                                                                                         | 円 ( )                                                                                                                                                                                             | 年 月 日                       | 月               | 円            |        |         |     |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ・2箇所以上の駐車場等を利用する場合の1箇月当たりの駐車料金相当額の合計額の上限額は10,000円                                                                      | 改正                | 円                                                                                                                                         | 円 ( )                                                                                                                                                                                             | 年 月 日                       | 月               | 円            |        |         |     |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2                                                                                                                      | 円                 | 円 ( )                                                                                                                                     | 年 月 日                                                                                                                                                                                             | 月                           | 円               |              |        |         |     |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改正                                                                                                                     | 円                 | 円 ( )                                                                                                                                     | 年 月 日                                                                                                                                                                                             | 月                           | 円               |              |        |         |     |    |     |    |    |
| 1箇月当たりの駐車料金相当額の合計額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             | 円 ( )           | 年 月 日改正      |        |         | 円   |    |     |    |    |
| 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額及び1箇月当たりの駐車料金相当額の合計額の合計額が150,000円円を超えるとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |                   | 150,000円×[ 箇月 ] =                                                                                                                         | 円                                                                                                                                                                                                 | 年 月 日                       | 月 (日)           | 円            |        |         |     |    |     |    |    |
| 支給額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                        | 4月                | 5月                                                                                                                                        | 6月                                                                                                                                                                                                | 7月                          | 8月              | 9月           | 10月    | 11月     | 12月 | 1月 | 2月  | 3月 | 4月 |
| 年 月 日改正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                        | 円                 | 円                                                                                                                                         | 円                                                                                                                                                                                                 | 円                           | 円               | 円            | 円      | 円       | 円   | 円  | 円   | 円  | 円  |
| 年 月 日改正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                        | 円                 | 円                                                                                                                                         | 円                                                                                                                                                                                                 | 円                           | 円               | 円            | 円      | 円       | 円   | 円  | 円   | 円  | 円  |
| 返納事由<br>規則第29条の2<br>第1項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                        |                   | 返納事由<br>発生年月日                                                                                                                             | 返納対象交通機関等、<br>自動車等及び駐車場等                                                                                                                                                                          | 払戻金相当額の算出基礎                 |                 |              |        | 払戻金相当額  |     |    | 備 考 |    |    |
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             |                 |              |        |         |     |    | 円   |    |    |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             |                 |              |        |         |     |    | 円   |    |    |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             |                 |              |        |         |     |    | 円   |    |    |
| 1箇月当たりの運賃等相当額、1箇月当たりの特別料金等相当額及び1箇月当たりの駐車料金相当額が150,000円を超えていた場合<br>規則第29条の2第3項の期間と人事委員会が定める額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   | 月 日                         | (算出基礎)          |              |        |         |     |    | 円   |    |    |
| 条例第19条第1項<br>該当理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                        |                   | <input type="checkbox"/> 通勤距離2km以上<br><input type="checkbox"/> 通勤距離2km未満<br><input type="checkbox"/> 離島等<br><input type="checkbox"/> 身体障害 | <input type="checkbox"/> 交通機関等利用<br><input type="checkbox"/> 自動車等利用<br><input type="checkbox"/> 規則第27条の2第2項<br>(通勤所要回数 回)<br><input type="checkbox"/> 新幹線鉄道等利用<br><input type="checkbox"/> 駐車場等利用 | 決定(改定)年月日                   |                 | 決 裁          |        |         |     |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> 確認権者                                                                                                                                                                     |                             |                 |              |        |         |     |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             |                 |              |        |         |     |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             |                 |              |        |         |     |    |     |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             |                 |              |        |         |     |    |     |    |    |
| 記入上の注意<br>1 空欄は、太線の枠内のみ記入すること。<br>2 「届出事由」欄に「通勤の経路又は方法の変更」には、在勤庁の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等の負担額の変更」には、勤務様態の変更(交代制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。<br>3 「通勤方法等」欄には、通常の通勤経路による方法等を記入し、例外的な方法等は、記入しないこと。<br>4 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、自動車、○○線、○○新幹線等の別を記入すること。<br>5 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(6箇月定期、10枚綴り券、優待乗車券等の別)を記入する。「左の乗車券等の額」欄には「乗車券等の種類」欄に記入した乗車券等の額を記入すること。<br>6 「駅等の名称」欄には、乗継ぎを行う駅、停留所等の名称を記入すること。<br>7 「駐車料金の種類」欄には、通勤に使用する駐車場の契約期間又は利用回数の別(1箇月、3箇月、6箇月、10枚綴り券等)を記入し、「左の駐車料金の額」欄には、「駐車料金の種類」欄に記入した、契約期間又は利用回数に対応する駐車料金の額を記入すること。<br>8 「通勤経路の略図」欄には、住居から在勤庁への通勤に利用できる経路の略図を書き、「通勤方法等」欄に記入した経路を朱線とし、交通機関等の名称を記入すること。また、住居附近の図は、詳細に記入すること。 |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             |                 |              |        |         |     |    |     |    |    |
| N<br>4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                        |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                   |                             |                 |              |        |         |     |    |     |    |    |

## 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~

公立学校教育職員等

丘唐县人事委员会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会告示第6号

公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第20条の10の次に次の1条を加える。

（超過勤務手当）

第20条の11 条例第26条の2第2項、第4項及び第5項の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

- 2 勤務時間条例第11条の3第1項の規定により同項に規定する超勤代休時間を指定された職員について、超過勤務手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 勤務時間条例第10条第1項に規定する正規の勤務時間が超えていた勤務の時間が1箇月について60時間を超えた日後に条例第5条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額又は規則第41条の2第3項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に異動のあった職員に対して、勤務時間条例第11条の3第1項の規定により同項に規定する超勤代休時間（以下「超勤代休時間」という。）を指定する場合の超過勤務手当の額の算定に当たっては、条例第26条の2第6項に規定する超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間については、条例第26条の2第5項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間から順次超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あったときは、同項の規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間から順次当該超勤代休時間の支給に係る時間とされたものとする。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。